

提出は不要です。

**必要事項を入力いただきますと各様式に反映されます。
必ず最初に必要事項を入力してください。**

入力シート（交付）（長寿命型）

＜ 交付申請時 基本情報入力シート ＞

補正

1. 【確認】
この交付申請様式のデータは次の事業です。

事業名	令和2年度地域型住宅グリーン化事業（補正予算）
事業の種類	長寿命型（長期優良住宅）

間違いありませんか？

2. 【確認】
交付申請書類は、対象住宅毎に作成していただきます。
この入力シートの提出は不要です。

3. 【入力】
最初に色が付いた部分に各項目の情報を正しく入力してください。
入力した情報は、交付申請の各様式上部に反映されます。

グループ番号（下4桁の数字）	
グループ名称	
事業者番号（5桁の数字）	
施工事業者	
法人・個人事業主等の名称	
代表者の役職名	
代表者の氏名	
住所	都道府県
建築主名①※	フリガナ
売買は物件名	
建築主名②※	フリガナ
建設予定地	
確認申請等で申請する地名地番を記載してください。	
建設予定地	都道府県

※連名の場合は建築主名①に代表の方、他の方は建築主名②に記入し他の方が複数の場合は建築主名②に併記
法人の場合は建築主名①に「名称」、建築主名②に「代表者の役職及び代表者名」を記入
1人の建築主が複数物件申請する場合は申請物件が特定出来るように部屋番号等を建築主①に併記
売買契約による場合は「〇〇〇タウンハウス△号棟」等、特定できる名称を記入

4. 【再確認】
入力が終わりましたら、上記確認してください。

5. 【留意事項】
※ 交付申請後に、上記に入力ミスが見つかった場合は、入力情報修正シートを提出してください。
※ 各様式は、修正液、修正テープ等により修正や、訂正印を用いての修正はできません。

補正予算対応版を使用してください。

グループ番号は、半角 4桁で入力してください。
※グループ番号は、グループに確認してください。

グループ名称を入力してください。

実施支援室からグループ事務局に通知しました事業者番号の5桁を記入してください。
※施工事業者は、グループに番号を確認してください。

施工事業者の名称、代表者名は、適用申請書に記載された内容と同様に入力してください。
特に漢字の間違えにご注意ください。（旧字などに注意）
適用申請書の記載事項と異なる場合は計画変更が必要です。

「請負契約書」において建築主が連名の場合は、上段に代表となる建築主名 下段にその他の建築主名を入力のうえ、必ず連名にて申請を行ってください。
「売買契約」での交付申請は物件名を入力してください。
例「××××A棟」

提出は原本です。

補正予算対応版を使用してください。

様式2 (長寿命型)

事業者番号

補正

地域型住宅グリーン化事業実施支援室 殿

申請日 令和3年 月 日

「入力シート」の内容が反映されます。

令和2年度地域型住宅グリーン化事業(補正予算)補助金交付申請書

令和2年度地域型住宅グリーン化事業(補正予算)に要する費用について、補助金の交付を受けたいので、令和2年度地域型住宅グリーン化事業(補正予算)補助金交付規程第5の規定により、関係書類を添えて下記の通り申請します。申請にあたっては、交付申請者及び対象住宅が本事業の要件やグループの共通ルールに適合していること、交付申請者及び対象住宅の建設に関する法令を遵守することに間違いありません。

なお、グループ代表者及び事務局担当者を申請代理人と定め、令和2年度地域型住宅グリーン化事業(補正予算)補助金の交付申請等の手続きに関する一切の権限を委任します。

申請日は、グループ事務局に提出する日付を入力してください。

記

1. 交付申請者

所属グループ番号	所属グループ名称	「入力シート」の内容が反映されます。	
法人・個人事業主等の名称		会社の代表者印 個人事業主の場合は実印	印
代表者氏名		「入力シート」の内容が反映されます。	
住所	都道府県		

法人 = 会社の代表者印
個人事業主 = 実印 + ※
※マイナンバーの記載がない
印鑑登録証明書(原本)を添付

2. 交付申請する住宅の建築主等

契約形態	建築主名① (請負の場合) 物件名(売買の場合)	フリガナ	「入力シート」の内容が反映されます。
<input checked="" type="checkbox"/> 請負契約			
<input type="checkbox"/> 売買契約	建築主名② (請負(連名)の場合)	フリガナ	

※連名の場合は建築主名①に代表の方、他の方は建築主名②に記入し他の方が複数の場合は建築主名②に併記
 売買契約による場合は「〇〇〇タウンハウス△号棟」等、特定できる名称を記入
 1人の建築主が複数物件申請する場合は申請物件が特定出来るように部屋番号等を建築主①に併記
 売買契約による場合は「〇〇〇タウンハウス△号棟」等、特定できる名称を記入

3. 補助 請負契約または売買契約を選択してください。
4. 事業 様式4に反映されます。

5. 事業
6. 交付申請額・算出方法及び事業経費の配分(様式4のとおり)

(注意事項)

1. 交付申請書は、1住戸につき1枚作成してください。
2. 修正液、修正テープ等や訂正印での修正はできません。(提出書類共通)

申請窓口記入欄
 事業者登録 | 当初 | 計 | 変更 | 回数

(注)この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること 令和2年度地域型住宅グリーン化事業(補正予算)長寿命型【補正予算対応版】

「入力シート」の内容が反映されます。

様式3 (長寿命型)

グループ番号	事業者番号	建築主名①
		建築主名②

対象住宅・建築物の概要

補正

1. 工事請負契約の締結日

令和 3 年 月 日

工事請負契約書を締結した日付を記載してください。

2. 工事着工日(着工予定日)

令和 3 年 月 日

根切工事、基礎杭打ち工事、柱状改良工事のいずれかを行った日付を記入してください。

3. 工事着工日(着工予定日)に関する確認

<input type="checkbox"/>	「2. 工事着工日(着工予定日)」について以下のことを確認しました
確認事項	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年1月28日以降であること 認定申請後 または 認定取得済であること 根切り工事 及び 基礎杭打ち工事、柱状改良工事前であること 着工に関わる関係法令を遵守していること *売買は上記項目を踏まえ年度内の着工であること

確認事項を確認したうえで、を記入してください。

4. 令和3年1月28日より前に着工していないことが確認できる添付書類

<input type="checkbox"/>	令和3年1月28日以降に所定の内容が記入された看板を入れ撮影した「着工前の敷地写真」
<input type="checkbox"/>	令和3年1月28日以降に交付された「確認済証」(計画変更に伴う確認済証を除く)
<input type="checkbox"/>	令和3年1月28日以降に認定申請した「認定通知書」(変更に係るものを除く)*

必ずどれかにを入れてください。したものを添付してください。

*令和3年1月28日以降に認定申請した行政庁の受付印のある認定申請書(一〜四面)の写しでも可。

5. 事業の完了日(完了予定日)

令和 3 年 月 日

※事業完了(支払い全額精算かつ引渡し)日、または完了実績報告提出期限の何れか早い日
※事業完了後の交付申請はできません

事業完了とは、
※工事の完成 ※引渡し完了 ※工事費の支払い完了の全てが整った日を指します。

6. 対象住宅の概要

建設地の地名地番	都道府県	「入力シート」の内容が反映されます。		
契約書と表記が異なる理由	<input type="checkbox"/> 住居表示のため <input type="checkbox"/> 分筆前のため <input type="checkbox"/> その他()			
構造	<input type="checkbox"/> 木造のみ <input type="checkbox"/> 混構造(木造+鉄筋コンクリート造、木造と鉄骨造等)			
階数	地上	階	地下	階建
対象住宅の面積	㎡ (小数点第三位以下切り捨て) ※インナーガレージや住宅以外の用途部分等の面積を除く			
用途	<input type="checkbox"/> 住宅のみ <input type="checkbox"/> 住宅(インナーガレージ付) <input type="checkbox"/> 住宅以外の用途との併用住宅			
使用形態	<input type="checkbox"/> 建築主(買主)自ら居住 <input type="checkbox"/> 賃貸住宅			

建設地の地名地番が工事請負契約書の建設地を住居表示で作成している場合は、「住居表示のため」にチェックをしてください。

確認申請等で申請する構造、階数、対象住宅の面積及び用途と、完成引き渡し後の使用形態を選択してください。

対象住宅の面積は、小数点第2位まで記載してください。

7. 三世代同居対応住宅に設置する調理室等の数(三世代同居加算を対象とする場合)

調理室	カ所	浴室	カ所	便所	カ所	玄関	カ所
-----	----	----	----	----	----	----	----

8 若者・子育て世帯の要件の確認 (いずれかにチェックし該当する方の年齢を記載)

<input type="checkbox"/> 若者(40歳未満)に該当	令和3年1月28日時点での建築主の年齢	歳
<input type="checkbox"/> 子育て世帯(18歳未満の子供を有する世帯)に該当	令和3年1月28日または交付申請日時点での子供の年齢	歳

「若者子育て世帯加算」を受ける場合は該当するものにを記入のうえ、必要事項を記載してください。

(注)この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること 令和2年度地域型住宅グリーン化事業(補正予算)長寿命型【補正予算対応版】

三世代加算を受けるとする場合は、各箇所の設置数(申請数)を記載してください。
※1箇所の場合も記載ください。
※玄関が2箇所以上の場合には配置図を追加提出ください。

様式3で「**着工前の現地写真**」を選択した場合はこちらをご提出ください。

指定様式（長寿命型）			
グループ番号	事業者番号	建築主名①	
		建築主名②	
対象住宅・建築物の着工前の現地写真			補正
令和3年1月28日以降の着工前の写真			
<p>写真貼り付け欄①</p> <p>・写真を貼付ける際は、縦・横の比率を変更せず、枠いっぱい大きくすること。</p>			
<div style="border: 1px solid orange; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> 電子黒板は、原則使用不可です。 詳しくは、マニュアル 第一章 別添2を参照してください。 </div>			
アプリ名※		バージョン※	
<p>写真貼り付け欄①</p> <p>・写真を貼付ける際は、縦・横の比率を変更せず、枠いっぱい大</p>			
アプリ名※		バージョン※	
※信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するデジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア			

「入力シート」の内容が反映されます。

写真内に必ず工事看板を入れて撮影してください。
 看板には、
①G128
②建築主名(売買は物件名)
③撮影日
 記載が必要です。
 印刷した際に①～③の情報が読み取れるか確認のうえ提出ください。

撮影の際の注意：
 敷地周辺の建物を写しこみ必ず異なる場所から撮影してください。
 ※車等の駐車がない状態である事を確認してください。

必ずカラー印刷で提出してください。

看板の文字がわかる事を確認ください。

写真の比率を変更せず貼り付けてください。

(注)この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること 令和2年度地域型住宅グリーン化事業（補正予算）長寿命型【補正予算対応版】

令和3年1月27日まで未着工であることを確認します。
 ※丁張りまでは**未着工**とします。
 ※根切工事、柱状の地盤改良、基礎杭打ち工事は**着工**となります。
 ※**建替え**等で既存建物がある場合も撮影のうえ提出ください。
 ※**積雪**で地面が見えない場合も撮影のうえ提出ください。

税抜き金額です。

様式2で選択した「請負」か「売買」が反映されます。
※ここでは選択できません。様式2で☑してください。

グループ番号 _____ 事業者番号 _____ 建築主名 _____ 式4(長寿命型)
建築主名 _____

「入力シート」の内容が反映されます。

対象住宅・建築物の経費

補正

1. 契約の区分及び契約額 (消費税抜き)

<input checked="" type="checkbox"/>	請負契約による住宅	工事請負契約の契約額 (A)	円
<input type="checkbox"/>	売買契約による住宅	契約額のうち 土地の代金	円
		契約額のうち 建物の代金 (A)	円

請負＝請負契約額(税抜き)を記入してください。

様式2で「売買」を選択するとグレーになりません。
売買＝予定販売価格を土地と建物(税抜き)に分けて記入してください。

2. 契約額のうち補助対象とならない経費の内訳 (消費税抜き)

補助対象外工事費 項目	工事費	備考
1 用地費、地盤改良工事、解体工事費、外構工事、ウッドデッキ等	円	
2 インナーガレージ・店舗部分等	円	
3 昇降機、煙突、アンテナ、屋上緑化等	円	
4 屋外給排水工事(浄化槽等含む)、屋外ガス設備工事、幹線引込み工事	円	
5 分離して購入できるもの(カーテン、ベレットストープ、家具等)	円	
6 設計料、工事監理費、各種申請費、保険費、調査費	円	
7 太陽光発電設備	円	
8 その他()	円	
9 その他()	円	
10 その他()	円	
補助対象外工事費 合計	円 (B)	

補助対象外工事費の内訳を記入してください。

※「値引き」は工事項目になりませんのでご注意ください。
※「原価による申請」の際、営業利益が契約額に含まれている場合は、その他に追記のうえ補助対象外工事費として算出してください。

3. 他の補助事業の補助金

国庫を含まない補助金の額	円 (C)
--------------	-------

対象住宅において国の補助金が含まれていない補助制度を活用した場合は、その補助額(C)を記入してください。

4. 補助対象工事費の算出

補助対象工事費 (A)-[(B)+(C)]	円 (D)
-----------------------	-------

※国の補助金が含まれる場合、併用できない事業もありますので確認をお願いします。

5. 補助額

補助対象工事費から求める補助額の確認	(D)/10000(単位調整)×1/10=	万円	比較	万円	(E)+(F)
--------------------	-----------------------	----	----	----	---------

配分区分	補助額
長期優良住宅	万円 (E)
省エネ強化加算	万円 (F)
三世代同居対応住宅加算	万円
若者・子育て世帯加算	万円
交付申請額	万円

補助額は、プルダウンで選択してください。

三世代と若者・子育て両加算を入力すると交付申請額はグレーアウトします。

配分区分	補助額
長期優良住宅	100 万円 (E)
省エネ強化加算	万円 (F)
三世代同居対応住宅加算	30 万円
若者・子育て世帯加算	30 万円
交付申請額	万円

三世代加算と若者・子育て加算は併用できません。

(注)この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること 令和2年度地域型住宅グリーン化事業(補正予算)長寿命型【補正予算対応版】

工事請負契約書の提出も必要です

【請負契約の場合】 施工事業者の原本の写しを提出してください。

「入力シート」の内容が反映されます。

様式5 (長寿命型)

グループ番号	事業者番号	建築主名①
--------	-------	-------

請負契約の場合 < 施工事業者の原本の写しを提出 > 補正

令和2年度地域型住宅グリーン化事業(補正予算)共同事業実施規約

(要件等の確認)

- 第1条 甲及び乙は、令和2年度地域型住宅グリーン化事業(補正予算)(以下、「本事業」という。)に対する補助金(以下、「本補助金」という。)の交付規程、マニュアル等をよく参照し、それぞれ交付対象の要件に合致することを確認する。甲及び乙は、要件に反する事項があることを知った場合、すみやかに相手及びグループ事務局に通知する義務を負う。
- 2 甲及び乙は本規約の締結をもって、以下の(イ)から(ハ)の全ての事項について、了解したものとする。
- (イ) 本補助金の補助対象となる住宅・建築物について、国費が充当された他の補助金との併用は行わないこと(他の補助金の交付対象部分を除く部分は、この限りではない)
 - (ロ) 本補助金を受けた住宅・建築物について、甲は注意をもって管理し、本補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を行わなければならないこと
 - (ハ) 本補助金で取得し、または効用の増加した財産(取得財産等)を、処分制限期間(補助金受領後10年間又は耐用年数)内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すことを行う。)しようとする時は、事前に処分内容等について、国土交通大臣の承認を受けなければならないこと
- (二) 交付決定が取り消された場合には本補助金の返還をしなければならないこと
- (ホ) 提出した個人情報は、実施支援室が国から本事業に係る本補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存され、本補助金の目的の範囲内で国土交通省の求めに応じて報告されるほか、国、地方公共団体及び国の他の補助事業の事務事業者からの国庫補助事業実施上の要請に基づき、これらの機関に提供されることがあり、また当該個人情報に係る個人特性を統計的に処理したデータが公表されることがあること
- (ヘ) 甲及び乙は、相手、グループ事務局又は実施支援室に連絡することを怠ったことにより、事業の不履行等が生じ審査が継続できないと実施支援室が判断した場合は、実施支援室が交付申請を無効とすることができることや交付決定を取り消すことができることを承知し、これについて実施支援室に一切の意義を申し立てないこと

(申告)

- 第2条 甲及び乙は、交付規程により制限される以下の(イ)から(ハ)の事項への該当の有無について、相互に申告する。なお(ロ)及び(ハ)については、乙にはその役員等(実質的に経営に関与する者を含む)を含むものとする。
- (イ) 平成29年度以降、国土交通省住宅局が所轄する他の補助事業において、本補助金の交付規程第13条の規定に相当する理由で補助金の返還を求められたこと(有りの場合の返還補助金の概要は別紙による)
 - (ロ) 交付規程第5第3項に規定する暴力団又は暴力団員であること、及び暴力団又は暴力団員との不適切な関係にあること
 - (ハ) 甲乙の関係が交付規程第5第4項及び第5項に規定する関係会社等の関係にあること

【申告】

	甲(建築主)について	乙(交付申請者)について
(イ)	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り*	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り
(ロ)	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 該当する*	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 該当する
(ハ)	甲(建築主)、乙(交付申請者)の関係について	
	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当する(三者見積を提出)**	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当する(原簿による申請)**

申告内容を確認のうえ
甲(建築主)・乙(施工事業者)
それぞれが(イ)(ロ)にチェック
してください。
(ハ)は、甲乙の関係について
チェックしてください。

*甲が複数の場合、何れかの者が申告内容に該当する時は(イ)は「有り」、(ロ)(ハ)「該当する」にチェック

- 2 前項の申告内容に虚偽等があることが判明した場合に、本補助金交付申請に係る補助金交付決定が取り消され、また、交付された本補助金を返還することについて、甲、乙とも一切の意義を申し立てないものとする。
- 3 甲及び乙が、第1項において虚偽の申告を行うことで相手に損害を与えた時は、甲及び乙は当該損害についてその責任を負うこととする。

(交付申請等)

- 第3条 甲及び乙は、本規約締結後すみやかに、交付申請から本補助金の受領に至るまでの手続きを共同で行う。
- 2 本補助金の交付申請から補助金の受領に要する諸手続きについては、甲及び乙を代表して乙が行うものとする。
- 3 甲は、乙の行う手続きに協力するものとする。

(補助金の還元)

- 第4条 乙は、本補助金の交付を受けたとき、受領した当該補助金相当額※について、直ちに現金の支払いにより甲に還元するものとする。
- ※補助額は、完了実績報告により実施支援室が適切と認めた後に乙に送付される「額の確定通知書」に記載されている額

(不承認)

- 第5条 乙は、本補助金の交付が受けられない、または交付が見込まれる本補助金額が減額されることを知った場合、すみやかに甲に通知し、互いに誠実に協議を行うものとする。

甲及び乙は、補助金の交付を受けるため、本規約を互いに確認し、本規約に従って補助事業を実施するものとして、本規約を2通作成し、それぞれ保管するものとする。乙の写しを実施支援室に届け出ることとする。

該当する場合チェック 甲乙間の本件工事請負契約は電磁的措置(電子契約)により締結したものであることを申告します。

令和 年 月 日 [乙]の所属グループ名

【甲】建築主 住所 氏名	住所 氏名	【乙】施工事業者 (交付申請者) 住所 名称 代表者
--------------------	----------	-------------------------------------

【甲】は工事請負契約書と同じ印または実印(印鑑登録捺印)を使用してください
【甲】が3名以上の場合は余白に記入押印して下さい

【乙】は交付申請書(様式2)と同じ印を使用して下さい

該当する場合は☑を記入してください。
その場合、甲の印鑑は実印とし
印鑑登録証明書の原本(3ヶ月
以内に発行されたもの)を添付し
てください。

グループ名、
【甲】建築主氏名
【乙】施工事業者情報は、
「入力シート」の内容が
反映されます。

- ・日付は、令和3年1月28日以降
かつ交付申請日前の日付を記入してください。
- ・建築主の住所は反映されませんので、入力してください。
- ・「請負契約書」と同じ印を押印してください。
同じ印が使用できない場合は、実印を押印のうえ
印鑑証明書の原本(3ヶ月以内に発行されたもの)を
追加提出となります。

様式2と同じ印を
必ず使用してください。

【分離発注の場合】 ※施工事業者の原本の写しを提出してください。
 ※交付申請者以外の施工事業者全てについて、それぞれ作成し提出

「入力シート」建築主名の内容が反映されます。必要に応じて修正してください。

「入力シート」の内容が反映されます。

分離発注の場合 <施工事業者の原本の写しを提出> 補正

令和2年度地域型住宅グリーン化事業(補正予算)に関する協定書

新築工事
 上記、新築工事(以下、「本工事」という)において建築主(以下、「甲」という)、交付申請手続きを行う施工事業者(以下、「乙」という)、甲乙間の請負契約とは別に甲と請負契約を結んだ施工事業者(以下、「丙」という)は、以下の内容で協定を締結する。

(目的)
 第1条 甲、乙及び丙は、令和2年度地域型住宅グリーン化事業(補正予算)(以下、「本事業」という。)の趣旨を理解し、良質な住宅を甲に提供する。

(本事業の代表者)
 第2条 分離発注によって複数の施工事業者が本工事を行うため、乙と丙のうち乙を施工事業者の代表とする。また乙が中心となって施工事業者に関わる本事業の要件を満たす。

2 本事業に関する諸手続き等については、甲、乙及び丙を代表して乙が行い、補助金の還元については乙、丙を代表して乙が行うものとする。また甲及び丙は乙の求めに応じて手続きに協力する。

(要件等の確認)
 第3条 甲、乙及び丙は、本事業に対する補助金(以下、「本補助金」という。)の交付規程、マニュアル等をよく参照し、それぞれ交付対象の要件に合致することを確認する。甲、乙及び丙は、要件に反する事項があることを知った場合、すみやかに相手及びグループ事務局に通知する義務を負う。

2 甲、乙及び丙は本規約の締結をもって、以下の(イ)から(ト)の全ての事項について、了解したものとする。

(イ) 本補助金の補助対象となる住宅・建築物について、国費が充当された他の補助金との併用は行わないこと(他の補助金の交付対象部分を除く部分は、この限りではない)

(ロ) 本補助金を受けた住宅・建築物について甲は、注意をもって管理し、本補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を行わなければならないこと

(ハ) 本補助金で取得し、または効用の増加した財産(取得財産等)を、処分制限期間(補助金受領後10年間又は耐用年数)内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すことをいう)しようとする時は、事前に処分内容等について、国土交通大臣の承認を受けなければならない。これは補助対象外の設備・部材であっても、要件に係わるものすべてに適用されること

(ニ) 提出した個人情報、実施支援室が国から本事業に係る本補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存され、本補助金の目的の範囲内で国土交通省の求めに応じて報告されるほか、国、地方公共団体及び国の他の補助事業の事務事業者からの国庫補助事業実施上の要請に基づき、これらの機関に提供されることがあり、また当該個人情報に係る個人特性を統計的に処理したデータが公表されることがあること

(ホ) 甲及び乙は、相手、グループ事務局又は実施支援室に連絡することを怠ったことにより、事業の不履行等が生じ審査が継続できないと実施支援室が判断した場合は、実施支援室が交付申請を無効とすることができることや交付決定を取り消すことができることを承知し、これについて実施支援室に一切の意義を申し立てないこと

(ヘ) 甲、乙及び丙は、本事業の手続きに使用する書類、本補助事業で行われるアンケート等について、すみやかに準備し、協力して行うこと

(ト) 本協定書内に定めのない項目については、甲と乙にて締結された「令和2年度地域型住宅グリーン化事業 共同事業実施規約」に準拠すること

(申告)
 第4条 甲及び丙は、交付規程により制限される以下の(イ)から(ハ)の事項への該当の有無について甲及び乙に申告する。なお(ロ)及び(ハ)については、丙にはその役員等(実質的に経営に関与する者を含む。)を含むものとする。

(イ) 平成29年度以降、国土交通省住宅局が所轄する他の補助事業において、本補助金の交付規程第13条の規定に相当する理由で補助金の返還を求められたこと。

(ロ) 交付規程第5第3項に規定する暴力団又は暴力団員でないこと、及び暴力団又は暴力団員との不適切な関係にあること。

(ハ) 甲丙の関係が交付規程第5第4項及び第5項に規定する関係会社等に該当すること。

2 前項の申告内容に虚偽等が存在することが判明した場合に、本補助金交付申請に係る補助金交付決定が取り消され、また、交付された本補助金を返還することについて、甲、乙、丙とも一切の意義を申し立てないものとする。

3 甲及び丙が、第1項において虚偽の申告を行うことで相手に損害を与えた時は、甲、乙及び丙は当該損害についてその責任を負うこととする。

甲乙及び丙は、補助金の交付を受けるため、本協定書を互いに確認し、本協定書に従って補助事業を実施するものとして、本協定書を3通作成し、それぞれ保管するものとする。乙の写しを実施支援室に届け出ることとする。

該当する場合チェック 甲乙間の本件工事請負契約は電磁的措置(電子契約)により締結したものであることを申告します。

		丙について	
(イ)	<input type="checkbox"/>	無し	<input type="checkbox"/> 有り
(ロ)	<input type="checkbox"/>	該当しない	<input type="checkbox"/> 該当する
		甲丙の関係について	
(ハ)	<input type="checkbox"/>	該当しない	<input type="checkbox"/> 該当する(三者員稱)
			<input type="checkbox"/> 該当する(設計原簿)

分離発注について
 要件に係わる工事について交付申請者が建築主より一括しての請負とならない場合を指します。

申告内容を確認のうえそれぞれが(イ)(ロ)(ハ)にチェックをしてください。

該当する場合は☑を記入してください。その場合、甲の印鑑は実印とし印鑑登録証明書の原本(3ヶ月以内に発行されたもの)を添付してください。

グループ名、
 【甲】建築主氏名
 【乙】施工事業者情報は、「入力シート」の内容が反映されます。

令和 年 月 日

グループ名

【甲】建築主 住所 氏名 住所 氏名	【乙】施工事業者(交付申請者) 住所 名称 代表者	【丙】施工事業者(分離発注先) 住所 名称 代表者
--------------------------------	------------------------------------	------------------------------------

(注)この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする

・日付は、令和3年1月28日以降かつ交付申請日前の日付を記入してください。
 ・建築主の住所は反映されませんので、入力してください。
 ・「請負契約書」と同じ印を押印してください。同じ印が使用できない場合は、実印を押印のうえ印鑑証明書の原本(3ヶ月以内に発行されたもの)を追加提出となります。

様式2と同じ印を必ず使用してください。

【丙】施工事業者の情報は入力してください。また、任意の施工者リストも一緒に提出してください。

提出は原本です。

【売買契約のみ】原本での提出が必要です

グループ番号

事業者番号

建築主名①

様式5-3 (長寿命型)

「入力シート」の内容が反映されます。

売買契約の場合

補正

地域型住宅グリーン化事業実施支援室 殿

令和 3 年 月 日

所属グループ名 _____

交付申請者(施工事業者) _____

住所 都道府県 _____

名称 _____

代表者 _____

交付申請書(様式2)と同じ印を使用してください。↓

「入力シート」の内容が反映されます。

令和2年度地域型住宅グリーン化事業(補正予算)共同事業実施による誓約書

交付申請者は、令和2年度地域型住宅グリーン化事業(補正予算)(以下、「本事業」という。)に対する補助金(以下、「本補助金」という。)の交付を受けるため、本誓約を確認し、本誓約書の内容に従って補助事業を実施するものとして届け出ます。

(要件等の確認)

第1条 交付申請者は、要件に反する事項があることを知った場合すみやかにグループ事務局に通知する義務を負う。

2 交付申請者は、以下の(イ)から(チ)の全ての事項について、了解したものとす。

(イ) 本補助金の交付規程、マニュアル等をよく参照し、交付対象の要件に合致することを確認すること

(ロ) 対象住宅の建設について、交付申請者が建設し買主と売買契約を締結すること

(ハ) 本補助金の補助対象となる住宅(以下、「対象住宅」という。)について、国費が充当された他の補助金との併用は行わないこと(他の補助金の交付対象部分を除く部分は、この限りではない)

(ニ) 本補助金を受けた住宅(以下、「住宅」という。)について善良な管理者の注意をもって管理し、本補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を行わなければならないこと

(ホ) 本補助金で取得し、または効用の増加した財産(取得財産等)を、処分制限期間(補助金受領後10年間又は耐用年数)内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと)しようとする時は、事前に処分内容等について、国土交通大臣の承認を受けなければならないこと

(ヘ) 交付決定が取り消された場合には本補助金の返還をしなければならないこと

(ト) 提出した個人情報、実施支援室が国から本事業に係る本補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存され、本補助金の目的の範囲内で国土交通省の求めに応じて報告されるほか、国、地方公共団体及び国の他の補助事業の事務事業者からの国庫補助事業実施上の要請に基づき、これらの機関に提供されることがあり、また当該個人情報に係る個人特性を統計的に処理したデータが公表されることがあること

(チ) 交付申請者がグループ事務局や実施支援室に連絡することを怠ったことにより、事業の不履行等が生じ審査が継続できないと実施支援室が判断した場合は、実施支援室が交付申請を無効とすることができることや交付決定を取り消すことができることを承知し、これについて実施支援室に一切の意義を申し立てないこと

(申告)

第2条 交付申請者は、交付規程により制限される以下の(イ)及び(ロ)の事項への該当の有無について申告する。なお(ロ)については、その役員等(実質的に経営に関与する者を含む。)を含むものとする。

(イ) 平成29年度以降、国土交通省住宅局が所轄する他の補助事業において、本補助金の交付規程第13条の規定に相当する理由で補助金の返還を求められたこと
(有りの場合の返還補助金の概要は別紙による)

(ロ) 交付規程第5第3項に規定する暴力団又は暴力団員であること、及び暴力団又は暴力団員との不適切な関係にあること

2 前項の申告内容に虚偽等が存在することが判明した場合に、本補助金交付申請に係る補助金交付決定が取り消され、また、交付された本補助金を返還することについて、一切の意義を申し立てないものとする。

【申告】

(イ)	<input type="checkbox"/> 無し	<input type="checkbox"/> 有り
(ロ)	<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> 該当する

(共同実施規約の締結等)

第3条 交付申請者は、買主が決定次第、買主とすみやかに共同実施規約を締結し、交付申請者は、完了実績報告から補助金の受領に至るまでの手続きを買主と共同して行なう。

(補助金の還元)

第4条 交付申請者は、本補助金の交付を受けたとき、受領した当該補助金相当額※について、直ちに現金の支払いにより買主に還元する。

※補助額は、完了実績報告により実施支援室が適切と認めた後に補助事業者に送付される「額の確定通知書」に記載されている額

「印」

日付は、令和3年1月28日以降かつ交付申請日前であること。

様式2と同じ印を必ず使用してください。

申告内容を確認のうえ(イ)(ロ)にチェックをしてください。

(注)この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること 令和2年度地域型住宅グリーン化事業(補正予算)長寿命型【補正予算対応版】

令和2年度地域型住宅グリーン化事業【補正予算】(長寿命型)